

1. 件名：三菱原子燃料(株)の使用前検査及び使用前事業者検査の日程に係る面談
2. 日時：令和3年9月6日(月) 11時00分～11時50分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
杉本安全規制管理官(専門検査担当)、早川上席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官、小野原子力専門検査官、永井検査技術専門職
三菱原子燃料(株)
東海工場長 他4名
5. 要旨
○三菱原子燃料(株)(以下「事業者」という。)より、9月7日～10日、9月14日～17日の使用前検査及び原子力規制検査のスケジュールについて、資料に基づいて以下の説明があった。
 - ・設備・機器については、既設の材料に係る設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査及び面速検査を中心に計画した。
 - ・本年8月下旬に、設工認の軽微変更届をしているが、当該届出に伴い、原子力規制庁の使用前検査実施要領書の改訂が必要となる検査対象は、今週分には含まれていない。
 - ・使用前検査・使用前事業者検査の進捗は、概ね3ヶ月工程のとおりに進捗しているが、設備・機器の面速検査は、一部前倒しで進めている。
 - ・設備・機器の既設部分に係る材料検査のうち、受検済であってもJIS規格の相当品であることを確認することとした検査については、再度検査を実施することとした。
○原子力規制庁から、下記の事項を伝えた。
 - ・使用前検査は、設備・機器と建物に班を分け検査を実施する。
 - ・今週の使用前検査は、設備・機器は火曜から金曜日に実施する。先週予定の建物に係る検査のうち、未実施の検査についても実施する。
 - ・設備・機器の既設部分に係る材料検査においてJIS規格の相当品であることを確認するに当たり、当庁の検査実施要領書の改訂が必要か、再確認する。改訂が必要な場合、対象の設備・機器の検査は、検査実施要領書の改訂後に実施する。
 - ・次回の面談は、令和3年9月13日(月)を予定したい。なお、9月20日(月)は祝日のため、次回の資料は、3週分の使用前検査・使用前確認スケジュールを準備して欲しい。
○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料： 使用前検査・使用前確認スケジュール

以 上